

**G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合  
及びその後に向けた方向性  
[案]**

令和元年 5 月

# 目次

<b>第1章 G7/G20 等における議論</b>	1
1. 1 はじめに	1
1. 2 これまでの経緯	1
1. 3 これまでの主な会合の成果	2
1.3.1 G7 香川・高松情報通信大臣会合	2
1.3.2 G20 デジタル大臣会合（ドイツ）	2
1.3.2 G20 デジタル経済大臣会合（アルゼンチン）	3
<b>第2章 G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合</b>	5
2. 1 主要テーマ	5
2. 2 基本的な方向性	6
2.2.1 デジタル化による SDGs 達成への貢献	6
2.2.2 データの自由な流通と利活用の促進	6
2.2.3 AI/IoT の利活用の促進と環境整備	8
2.2.4 サイバーセキュリティの確保	8
<b>第3章 今後の我が国の対応</b>	10
3. 1 基本的な考え方	10
3. 2 対応の方向性	10
3.2.1 SDGs 達成に向けた取組を推進し、包摂的なデジタル経済構築に貢献	10
3.2.2 データ・ガバナンスに関する議論を主導し、データの自由な流通を促進	10
3.2.3 AI の倫理や利活用に関する議論を主導し、格差のない AI 時代の社会の実現を推進	11
3.2.4 サイバーセキュリティに関する議論を主導し、安心・安全なデジタル社会の構築を推進	11

## 第1章 G7/G20 等における議論

### 1. 1 はじめに

G20 におけるデジタル経済大臣会合は、経済のデジタル化が進展して社会に広範かつ大きな影響をもたらし、多岐にわたる新たな政策課題が認識されつつある中、G20 各国でもデジタル経済に関する政策議論を進めるべく発足した会合である。

令和元年（2019）6 月には、我が国が議長国として、茨城県つくば市においてデジタル経済大臣会合（貿易大臣会合と共催）を開催することになっている。我が国は、この機会を活用し、世界的なデジタル経済の発展に向け、デジタル化による社会課題の解決をメッセージとして発信するとともに、データの自由な流通、AI の利活用の在り方等についての確認や共通認識の醸成を進め、持続可能かつ包摂的な社会を実現する必要がある。

### 1. 2 これまでの経緯

経済・社会のデジタル化が進展し、国境を越えたデータの流通やビジネス・サービスが拡大する中、G7 や G20 の枠組みでも活発な議論が行われている。

その発端となったのは、我が国が議長国を務めた 2016 年（平成 28 年）4 月の G7 香川・高松情報通信大臣会合であり、同会合では、①「質の高い ICT インフラ」を通じたデジタル・ディバイドの解消、②サイバーセキュリティや個人情報保護を踏まえたデータの自由な流通の促進、③IoT、ビッグデータ、AI 等の新たなイノベーションの促進、④ICT の利活用を通じた健康医療、高齢化社会、女性活躍、防災等の地球規模課題への対処等に合意<sup>1</sup>するなど、今日の G7/G20 の議論を出発点となった。同会合での成果は、その後、平成 29 年（2017）9 月の G7 情報通信・産業大臣会合（イタリア）や平成 30 年（2018）3 月の G7 イノベーション大臣会合（カナダ）の議論にも受け継がれ、AI に関する G7 としての検討が進められている。

また、G7 での議論を契機として、G20 の枠組みにおいても、デジタル経済に関する議論が継続的に行われるようになってきている。具体的には、G7 香川・高松情報通信大臣会合以降、平成 28 年（2016）9 月の G20 首脳会合（中国）において、デジタル経済に関する独立の成果文書が初めて採択された後、平成 29 年（2017）4 月には、G20 の枠組みで初となるデジタル大臣会合（ドイツ）が開催された。その後、平成 30 年（2018 年）8 月にアルゼンチンでの大臣会合を経て、令和元年（2019）6 月に我が国でデジタル経済大臣会合が開催されることとなった。

<sup>1</sup> 総務省報道資料「G7 香川・高松情報通信大臣会合の開催結果」（平成 28 年 4 月 30 日）

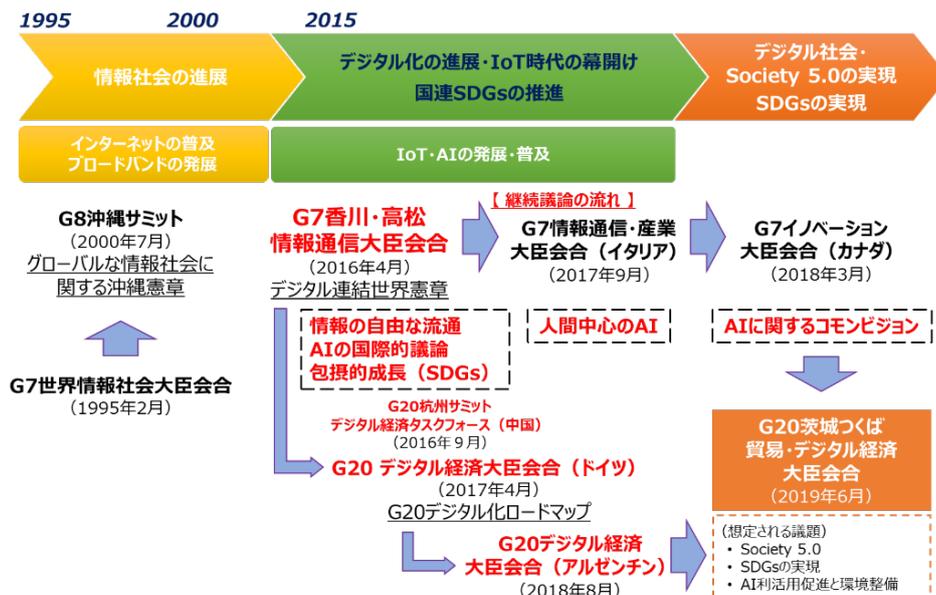


図 1 - 1 : これまでの G7/G20 における議論の経緯

### 1. 3 これまでの主な会合の成果

#### 1. 3. 1 G7 香川・高松情報通信大臣会合

平成 28 年（2016）4 月 29 日、30 日に G7 香川・高松情報通信大臣会合が開催され、IoT、AI 等が普及する社会における経済成長の推進やセキュリティの確保等について議論が行われた。

本会合では、あらゆる人やモノがグローバルにつながる「デジタル連結世界」の実現に向けた基本理念や行動指針を取りまとめた憲章<sup>2</sup>、共同宣言<sup>3</sup>及び協調行動集（共同宣言の附属書）<sup>4</sup>という 3 つの成果文書が採択された。

#### 1. 3. 2 G20 デジタル大臣会合（ドイツ）

平成 29 年（2017）4 月 6 日、7 日に、G20 の枠組みで初となるデジタル大臣会合がドイツ（デュッセルドルフ）で開催され、相互に連結された世界のためのデジタル化の形成について議論が行われた。

本会合では、デジタル化によりもたらされる機会を活用するため、G20 各国が協力して取り組むべき事項が大臣宣言として取りまとめられ、主に以下の点を確認された<sup>5</sup>。

#### ア グローバルなデジタル化 — 包摂的成長と雇用のためのポテンシャルの活用

- 包摂的な成長のためにデジタル・ディバイドの解消を目指し、令和 2

<sup>2</sup> Charter for the Digitally Connected World, Takamatsu, Kagawa, Japan, April 30<sup>th</sup>, 2016

<sup>3</sup> Joint Declaration by G7 ICT Ministers, Takamatsu, Kagawa, Japan, April 30<sup>th</sup>, 2016

<sup>4</sup> G7 Opportunities for Collaboration, Takamatsu, Kagawa, Japan, April 30<sup>th</sup>, 2016

<sup>5</sup> 総務省報道資料「G20 が初めて『デジタル大臣会合』を開催」（平成 29 年 4 月 7 日）

年（2020年）までに新たに15億人をインターネットに接続する。

- 法制度環境の整備により民間によるインフラ投資を促進するとともに、革新的なビジネスモデルや新たな通信技術の普及を支援し、成長を後押しする。

#### イ 成長のための製造のデジタル化

- 知識・ベストプラクティスの共有を通じて製造のデジタル化を促進するとともに、オープンで透明な標準を支持する。

#### ウ 信頼性の奨励 — デジタル世界における信頼の強化

- データの自由な流通を促進するとともに、プライバシー、個人情報保護を尊重し、セキュリティの強化を推進する。
- オンライン上の消費者保護の問題に取り組む。

### 1.3.2 G20 デジタル経済大臣会合（アルゼンチン）

平成30年（2018）8月23日、24日にアルゼンチン（サルタ）でデジタル経済大臣会合が開催され、デジタル化を経済・社会の更なる発展につなげていくため、G20各国が協力して取り組むべき事項が大臣宣言<sup>6</sup>として取りまとめられ、主に以下の点が確認された<sup>7</sup>。

#### ア デジタルガバメント

- デジタル化によって政府の効率性と機能を向上させ、デジタル経済の発展に貢献する。

#### イ デジタルにおけるジェンダー格差の解消

- デジタル化における男女格差の解消を推進し、女性のデジタル経済への参画を向上させることで、持続的・包摂的な成長を可能とする。

#### ウ デジタル経済の計測

- デジタル経済の客観的な計測によって、エビデンスベースの政策立案を可能とする。特に、新たな技術やイノベーションが雇用や産業に与える影響を評価し、産業界や消費者が技術を採用する際に伴うリスク、特に所得の不平等が低減することに貢献する。

#### エ 開発のためのデジタル・インフラの促進

- デジタル化の恩恵を全ての人々が享受できるよう、インフラを含むあらゆるデジタル・ディバイドを解消し、令和7年（2025）までに全ての人をインターネットに接続するという目標を達成するべく、投資促進

<sup>6</sup> G20 Digital Economy Ministerial Declaration, Salta, Argentina, August 24th, 2018.

<sup>7</sup> 総務省報道資料「G20 デジタル経済大臣会合の開催結果」（平成30年8月5日）

的な政策の推進、透明で安定的な投資環境の確保などに取り組む。

#### オ 革新的技術

- 革新的技術の普及は製造業に留まらず幅広い産業に及んでおり、大きな恩恵が期待される一方で、途上国や中小企業など技術の変化を活用できないことで社会経済の発展から取り残される懸念が広がっている。このため、G20 各国での成功事例等を共有し、全ての国や企業、個人のレベルでのデジタル化を推進する。

## 第2章 G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合

### 2. 1 主要テーマ

G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合では、デジタル経済・社会の健全な発展に資する広範な議論が行われるが、アルゼンチンで開催された前回のデジタル経済大臣会合や国際的な関心を踏まえ、「デジタル化による SDGs 達成への貢献」「データの自由な流通と利活用の促進」「AI/IoT の利活用の促進と環境整備」「サイバーセキュリティの確保」の4つのテーマについて重点的に議論を行うことが適当であると考えられる。

これらの4つのテーマの中で、「データの自由な流通と利活用の促進」については、日本・大阪で開催される G20 サミット（令和元年（2019）6月8日、9日）が「データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック（大阪トラック）」<sup>8</sup>と位置付けられていることから、貿易・デジタル経済大臣会合としても特に重要なテーマであるといえる。国境を越えたデジタル・データの流通の在り方が国際社会で大きな議論となる中で、価値観の異なる G20 各国間で共通認識を醸成することに大きな意義がある。

また、「AI/IoT の利活用の促進と環境整備」については、G7 香川・高松情報通信大臣会合において、議長国を務めた我が国から、AI ネットワーク化が社会経済に与える影響の分析を国際機関も含めた連携を通じて実施し、AI の開発原則の議論へとつなげていくことを提案したことで、国際的な議論が始まったものであり、その後も我が国が主導して G7 や OECD で議論を行ってきたものである。今回の G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合においても、G20 として、AI が初めてテーマとして取り上げられる見込みであり、我が国が議長国としてこれまでの G7、OECD の枠組みを越えて議論を主導する意義は大きい。

「デジタル化による SDGs 達成への貢献」については、平成 30 年（2018）8月にアルゼンチンで開催された G20 デジタル経済大臣会合において、我が国が SDGs 達成に向けて ICT を用いて高齢化や人口減少等の社会問題の解決に取り組んでいることを発信した。今回の G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合では、我が国として、デジタル化によって SDGs が達成された社会を、Society 5.0 がグローバルに実現した社会と定義し、この日本発の概念である Society 5.0 による社会全体の変革を G20 各国に働きかけていく上で意義がある。

<sup>8</sup> 平成 31 年（2019）1月の世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）において、安倍総理から発表。

「サイバーセキュリティの確保」については、AI/IoT 等が普及する社会において、セキュリティの確保の重要性が一層高まり、物理的なネットワーク環境を維持するため、G20 各国が連携して取り組む必要がある。

## **2. 2 基本的な方向性**

デジタル化によって、社会課題の解決に加え、産業構造や労働環境を効率化することで、人々のライフスタイルが豊かになり、新しい雇用や産業を創出することができるという考え方を世界に発信し、共通認識を醸成する必要がある。

また、AI の積極的な利活用によって「デジタル化による生産性の向上」を達成し、その果実を社会全体に行き渡らせることで、社会・経済の包摂的かつ持続的な成長を実現するという Society 5.0 の考え方を提示していくべきである。

これらの基本的な考え方の下、G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合では、主要テーマに対し、以下のとおり取り組んでいくことが適当である。

### **2.2.1 デジタル化による SDGs 達成への貢献**

#### **ア デジタル・テクノロジーの活用**

SDGs を達成し、社会・経済の包摂的かつ持続的な成長を実現するためには、デジタル・テクノロジーの活用が不可欠であることを確認する。

#### **イ インフラ整備の促進、デジタル格差・ジェンダー格差の解消等**

SDGs を達成し、社会・経済の包摂的かつ持続的な成長を実現するためには、インフラ整備の促進、デジタル格差・ジェンダー格差の解消等が必要であることを確認する。特に G20 デジタル経済大臣宣言(平成 29 年(2017) 4 月 7 日、ドイツ・デュッセルドルフ)に盛り込まれた令和 7 年(2025)までに世界中の人をインターネットに接続するという G20 の共通目標の推進を再確認する。

#### **ウ G20 有志国による SDGs 達成に向けた取組の提起**

地球上の誰一人として取り残さず (leave no one behind)、あらゆる人々がデジタル化の恩恵を共有できるよう、G20 の有志国が国際機関と協力した行動を起こすことを提起する。

### **2.2.2 データの自由な流通と利活用の促進**

#### **ア データの自由な流通の促進**

データの自由な流通を促進し、デジタル化による恩恵を最大化するため、

データが広く利活用されるためのオープンな環境を整備するべきであることを発信し、共通認識を醸成する。

#### **イ 信頼性（トラスト）の向上**

データの自由な流通を一層促進するため、信頼性（トラスト）の向上（個人情報保護、サイバーセキュリティの強化、知的財産の保護等）が必要であることを確認する。

#### **ウ データの特性に応じた分類等の検討**

個人によるデータのコントローラビリティの確保に向け、データの特性に応じた分類やそれを踏まえた適切な取扱い等の検討を行うことを提起する。

## 2.2.3 AI/IoT の利活用の促進と環境整備

### ア AI 時代の社会像

AI によって労働環境が効率化され、人々のチャレンジが可能となり、新しい雇用や産業が創出されるという考え方を世界に発信し、共通認識を醸成する。

### イ 人間中心の AI の原則の共有

AI の社会における受容性を向上させるため、AI の自由な活動を守りつつ、倫理面を含む安心・安全な AI の利用環境を提供する人間中心の AI の原則を G20 各国で共有する。

### ウ インクルーシブな AI 経済社会の実現に向けたデータの役割の検討開始

社会全体で豊かさを共有できるインクルーシブな経済社会を実現するため、多種多様なデータが収集され、AI により分析されることで価値を生み出す源泉となりつつあることに鑑み、データを「新たな資産」として位置づけ、データの生産性向上への貢献とそれに伴う分配の状況を計測するための検討に着手するとともに、データへの正当な報酬のあり方、データのオーナーシップのあり方等について議論を深めていくことを提起する。

### エ AI 政策、戦略等の事例共有

AI の開発や利活用を促進し、イノベーションの創出につなげるため、G20 各国の AI 政策、戦略等の事例の共有を提起する。

## 2.2.4 サイバーセキュリティの確保

### ア サイバーセキュリティ確保の必要性

IoT 機器・サービスの急速な普及等によるサイバーセキュリティのリスク環境が急激に変化しており、経済・社会の秩序や企業や消費者を含む全てのユーザーの信頼を維持するためには、サイバーセキュリティの確保が重要であることを確認する。

### イ 幅広い関係者による議論と共通理解

サイバーセキュリティの確保の在り方について、産学官、市民社会も含めた幅広い関係者による議論と共通理解が重要であることを確認する。

### ウ サイバーセキュリティの意識向上や人材の確保・育成

サイバーセキュリティの強化は、世界レベルで考えることが必要であり、対応が進んでいない国に対しては、国際的なパートナーシップにより、サイバーセキュリティのレベルを上げるための教育等の普及を推進するこ

とが重要である。このため、サイバーセキュリティの意識向上や人材の確保・育成が重要であることを確認する。

## 第3章 今後の我が国の対応

### 3. 1 基本的な考え方

G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合の議論を受け継ぎ、G7/G20 やその他の多国間の枠組み、個別の2国間の政策対話等を通じ、引き続き、「デジタル化によるSDGs達成への貢献」、「データの自由な流通と利活用の促進」、「AI/IoTの利活用の促進と環境整備」、「サイバーセキュリティの確保」の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、デジタル分野は変化が激しく、また、各地域や枠組みによって優先とされるものは異なることから、項目の入れ替えや議論に強弱をつける等、柔軟に対処していく必要がある。

### 3. 2 対応の方向性

前述の基本的な考え方の下、今後の我が国の対応として、以下のとおり取り組んでいくことが適当である。

#### 3.2.1 SDGs達成に向けた取組を推進し、包摂的なデジタル経済構築に貢献

##### ア 途上国への開発支援

G20の有志国が産学官一体となって、国際機関等とも連携したマルチステークホルダーによる取組を推進し、デジタル・テクノロジーを活用した途上国への開発支援を促進する。

##### イ KPIの活用やベストプラクティスの共有

SDGs達成に向けたビジネスチャンスの創出を促進するため、KPIを活用したSDGsの達成状況を把握するとともに、ベストプラクティスの共有を促進する。

##### ウ オープンな姿勢での連携

テクノロジーや人材のオープン化を進め、SDGs達成に向けた連携を推進する。

#### 3.2.2 データ・ガバナンスに関する議論を主導し、データの自由な流通を促進

##### ア データ・ガバナンスの検討

データの自由な流通を促進するため、G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合における議論を踏まえ、OECD等の国際機関と連携し、データの特性に応じた分類やそれを踏まえた適切な取扱いに関する検討を行う。また、慎重な取扱いを要するデータについて、政策的枠組みの相互運用性の

向上を推進する。

#### イ 信頼性に関する評価指標の検討

データの自由な流通を促進するため、国際社会において信頼性に関する評価指標作り等について検討を行う。

### 3.2.3 AI の倫理や利活用に関する議論を主導し、格差のない AI 時代の社会の実現を推進

#### ア 人間中心の AI 原則の普及

格差のない AI 時代の社会を実現するため、我が国が主導して人間中心の AI 原則の国際社会への更なる普及を推進する。

#### イ 他国との政策連携

AI の社会での実用化・利活用を促進するため、他国との政策連携を推進する。

#### ウ インクルーシブな AI 経済社会の実現に向けたデータの役割の検討

データの生産性向上への貢献とそれに伴う分配の状況を計測するための検討や、データへの正当な報酬のあり方、データのオーナーシップのあり方等に関する検討を、我が国が主導して国際社会をリードし、AI の利活用を促進する。

また、こうした検討の成果を活用し、国際的な原則策定に向けた検討を行う。

### 3.2.4 サイバーセキュリティに関する議論を主導し、安心・安全なデジタル社会の構築を推進

#### ア 産学官・市民社会の連携

安心・安全なデジタル社会を構築するため、産学官・市民社会の連携を推進する。

#### イ ビジネスチャンスの創出

サイバーセキュリティ人材の育成に関する国際協力を通じ、仲間作りを推進するとともに、ビジネスチャンスの創出を促進する。